



## 1 「目指せマイスター」プロジェクトとは

若者の技能職への関心が薄れ、ものづくり人材が不足してきています。我が国の成長の土台となるものづくり産業が、競争力を維持し、発展するためには、これを担う人材の確保と、技能向上が不可欠であり、そのためには、まず、多くの子どもや若者に、在学段階からものづくりに興味を持ってもらうことが極めて重要です。

このプロジェクトは、こうした趣旨で、優れた技能でものづくり産業を現に担っている「ものづくりマイスター」や「ITマスター」等が、児童・生徒の皆さんに直接「ものづくりの魅力」や「ITの魅力」を発信することで、ものづくりに関する理解を深めてもらい、さらには技能習得を図ってもらうことをねらいとしています。

併せて、児童・生徒の教育や進路指導に携わっている教育機関関係者やその保護者に対しても、ものづくりに関する理解を深めていただくための機会を提供します。

## 2 指導者等 職業講話や体験活動の指導は、厚生労働省認定の「ものづくりマイスター」や「ITマスター」等が行います。

※「ものづくりマイスター」「ITマスター」とは、ものづくり分野（製造業及び建設業）の職種等において、優れた技能・豊かな経験を有するなどの条件を満たし、厚生労働省「若年技能者人材育成支援等事業」において認定されて活動する皆様です。

## 3 岐阜県の国公立・私立の小中学校等が対象となる令和3年度の具体的な事業内容

(1) 対象者 各小中学校等の児童・生徒、その教師及び保護者が対象となります。

(2) 実施単位 原則として、学校ごとの学年単位での実施とします。ただし、大規模校で実施に支障が出ると想定される場合にはクラス単位や希望者だけでの実施も検討させていただきます。

### (3) 実施内容

#### ① 児童・生徒対象とする講義（職業講話＋製作実演＋ものづくり体験活動）

学校からの要請に基づいて、学校の授業中にもものづくりマイスターやITマスターを派遣し、児童・生徒を対象に講義（職業講話約40分＋製作実演とものづくり体験活動約80分）を行います。

#### ② 教師を対象とする講義（職業講話＋製作実演＋事業説明等）

①を実施するに当たっては、原則事前の別日に教師の方を対象としたものづくりの魅力を伝える講義の実施が必須要件です。（2時間程度、講師はものづくりマイスター等）

#### ③ 保護者の方を対象とする講義

保護者の方に対しても同様に講義への参加を呼びかけています。なお、保護者の方を対象とした講義は、児童・生徒向け講義を授業参観する方法、教師対象の講義への同席する方法、保護者懇談会等に講師を派遣する方法など、柔軟な形で実施できます。（必須要件ではありません。）

#### 4 応募方法

- (1)「体験教室岐阜県リーフレット(Web版)」を参考にして、「プロジェクト応募シート」に所要事項をご記入いただき、FAXにて送信ください。
- (2)募集定数に達し次第、受付を締め切らせていただきます。
- (3)応募いただいた順に、岐阜県技能振興コーナーから担当者の方へ連絡を入れ、調整を進めさせていただきます。また、実施が決定した学校でも、ものづくりマイスターやITマスターとの日程調整次第では、意向に沿えない職種もありますので予めご承知おきください。
- (4)規定により、前年度まで3年間連続して実施された学校は、応募できませんのでご了承ください。

#### 5 その他

##### (1)実施に必要な経費について

講義の実施に必要な経費(ものづくりマイスターやITマスターの謝金・旅費、製作実演・ものづくり体験活動の材料費、参加児童・生徒・教師の保険料)は、岐阜県技能振興コーナーで負担します。

##### (2)コーディネートについて

ものづくりマイスターやITマスターへの依頼や日程調整等は、岐阜県技能振興コーナーでコーディネートします。

##### (3)本年度も新型コロナウイルスの感染予防に配慮しながら実施することになります。学校の先生方や指導者の皆様方やには、前日・当日と、感染予防対策として特別なご協力をお願いすることになりますので、ご承知おきください。

##### (4)事業の実施が決定した学校について、従前は岐阜または飛騨地区で開催する「実施校連絡調整会議」に出席いただいております。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に予断を許さない状況が続いていますので、本年度も当コーナーよりコーディネーターが各学校を訪問して、担当の先生に対して詳細の事前説明を行います。その後、会場となる全教室・駐車場・資材搬入ルート等について視察・調査・協議を行います。概ね2時間以上を要しますので、ご承知おきください。訪問日については、後日電話にて打ち合わせを行わせていただきます。

〒509-0109 各務原市テクノプラザ1丁目18番地  
岐阜県職業能力開発協会 岐阜県技能振興コーナー  
担当 塩谷 章  
電話 058-379-0521 FAX 058-379-0520  
<https://www.gifu-shokunou.or.jp>  
e-mail: enya@gifu-shokunou.or.jp